

東京都地域福祉支援計画（素案）前回からの主な変更点

資料5

主な変更箇所	変更内容	主なご発言者
※	全体を通して、地域福祉の推進の視点及びコロナ禍による影響について見直し、追記しました。	—
目次等	テーマ①を「地域での包括的な支援体制づくりのために」、テーマ②を「誰もが安心して暮らせる地域を支えるために」と修正しました。	高橋委員長、小林副委員長等
第1章 4ページ 第1節（2）関連する他の計画との関係 同節（3）計画期間	（2）において関連する都の計画について整理し、（3）に第二期計画期間について説明する形に整理しました。	森委員
第1章 12～13ページ 第3節（2）ウ 地域福祉の「圏域」	第3回策定委員会でのご意見を受けて、地域福祉の圏域について整理しました。 ① 互いに顔の見える関係の中で、住民の具体的な活動の場となる小圏域 ② 専門職の関与等により、地域の関係者が結びつき、包括的な相談体制が整えられる中圏域 ③ 区市町村の地域福祉計画に基づき、多機関が協働した総合的な支援体制が整備される区市町村域 ④ 東京都の地域福祉支援計画に基づき、都内全ての区市町村の地域福祉の推進が図られるとともに、特に専門的かつ困難な課題への対応が図られる東京都域 また、上記の整理に基づいて、圏域のイメージ図を修正しました。	小林副委員長、室田委員、森委員等
第1章 14ページ ～地域共生社会と地域包括ケアシステム～	団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年について、追記しました。	森委員
第2章 4～5ページ 第1節（2）東京都の世帯類型別の世帯数	単独世帯が初めて過半数を超える2035年（50.3%）についての記載を追加し、グラフを差し替えました。	森委員
第3章第1節 3ページ （2）東京における地域生活課題の解決に向けた方向性と実践	本計画について、サービス量などの定量的な指標によって図ることよりも、「見えるようで見えない」課題を扱う点が特徴であるとのご意見を受けて、追記しました。	高橋委員長
第3章第1節 5ページ ～重層的支援体制整備事業～ ①包括的相談支援事業 及び ②参加支援事業	重層的支援体制整備事業で、従来の包括的な支援体制の整備の考え方から深化したポイントについて、ご意見を基に追記しました。	森委員

東京都地域福祉支援計画（素案）前回からの主な変更点

資料5

主な変更箇所	変更内容	主なご発言者
第3章第2節 5ページ (1) 包括的な相談・支援体制の構築	重層的支援体制整備事業を実施する自治体と、重層事業を実施せずに包括的支援体制の整備に取り組む自治体との、それぞれの特徴に応じた体制づくりの在り方や関係性について、3章2節(1)に図を挿入し、法106条の3と法106条の4の関係性について追記しました。	室田委員
第3章第2節 7ページ (2)ウ 地域福祉コーディネーター	コロナ禍において様々な課題が顕在化していることに加え、地域づくりを支援する人材の重要性が高まっていることについて追記しました。	室田委員、横山委員、浦田委員等
第3章第2節 14ページ (3)ウ 誰もが集える居場所づくり	誰もが集える居場所の重要性についてコロナ禍での影響を踏まえて追記しています。	森委員等
第3章第2節 18ページ (4)ウ ソーシャルファームの創設及び活動の支援【新規追加】	いわゆる「福祉的就労」とは異なる観点から、様々な事情により就労に困難を抱える方が個性と能力に応じて働き、社会の担い手として活躍することが期待される取組として追記しています。	新保委員等
第3章第2節 24ページ (4)キ 再犯防止に関する活動の促進【新規追加】	犯罪をした者等の再犯防止に関する活動を支援する民間協力者の活動の促進について、令和元年7月に策定した東京都再犯防止推進計画を踏まえて追記しています。	高橋委員長等
第3章第3節 3～6ページ (1) 住宅確保要配慮者への支援	地域福祉の推進の観点から記載を見直し、追記及び修正しました。	高橋委員長等
第3章第3節 9ページ (2) 生活困窮者への総合的な支援体制の整備	複合的な課題について一部の機関だけではなく、地域に可視化して幅広い機関が連携して取り組むことの必要性について、ご意見を基に追記しています。	森委員
第3章第3節 11～12ページ (3)ア 高齢者への支援	高齢者の意識決定支援の重要性について主に認知症高齢者への支援の点から追記したほか、介護予防から更に具体的な取組みとしてフレイル予防について追記しました。	森委員、浦田委員
第3章第3節 16ページ (3)ウ 子供・子育て支援	コロナ禍の影響や地域生活課題の視点から子供・子育て支援について追記したほか、多胎児支援について追記しました。	浦田委員
第3章第3節 18ページ (3)エ ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーへの支援について様々な関係機関との連携について追記しました。	浦田委員

東京都地域福祉支援計画（素案）前回からの主な変更点

資料5

主な変更箇所	変更内容	主なご発言者
第3章第3節24ページ (3)キ 自殺対策	コロナ禍における影響及び自殺対策の推進について追記しました。	高橋委員長等
第3章第3節25～28ページ (3)ク ひきこもりの方等への支援	現状と課題について記載を整理したほか、取組の方向性を追記しました。	—
第3章第3節28～29ページ (3)ケ 外国人への支援	貸付に関する対応から外国籍居住者が行政の様々な窓口につながりにくい実感がある旨のご意見を受けて、一部記載を見直し、追記しました。	浦田委員
第3章第3節35ページ (4)ウ 社会貢献型後見人（市民後見人）	地域共生社会の実現に向けた視点から、市民後見人の取組の方向性を追記しました。	森委員
第3章第3節36ページ (5) 災害時要配慮者	災害時の要配慮者支援について、現状の記載を追記しました。	（高橋委員長）
第3章第4節6～9ページ (2) 福祉人材の確保・定着・育成	コロナ禍における既存事業でのオンライン活用状況を踏まえて追記したほか、福祉の仕事のイメージアップについての記載を見直しました。	森委員等
おわりに	自分の住む地域や地域に暮らす人へ関心を持つことの重要性、持続可能な地域共生社会の実現、どのように自らが住む地域に対してジモティの意識を持てるか等のご意見を踏まえて、記載を見直し、追記しました。	笠原委員、横山委員、森委員等